令和８年度大洗鹿島線貸切列車助成金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、鹿島臨海鉄道株式会社の大洗鹿島線貸切列車（以下「貸切列車」という。）利用者を対象に、大洗鹿島線を育てる沿線市町会議（以下「沿線市町会議」という。）の予算の範囲内において、貸切列車の運賃の一部を助成することで、大洗鹿島線の利用促進及び大洗鹿島線沿線地域内外からの誘客による地域振興を図ることを目的とする。

（助成対象者）

第２条　助成の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、貸切列車の申込者とする。

（助成金の交付要件）

第３条　助成金は、次の各号のいずれにも該当する場合に交付する。

（１）貸切列車参加者募集案内等へ大洗鹿島線を育てる沿線市町会議が交付する令和８年度大洗鹿島線貸切列車助成金を活用していること及び助成金額が明記されていること

（２）本事業の趣旨に適していると大洗鹿島線を育てる沿線市町会議会長（以下「会長」という。）が認めること

（不交付要件）

第４条　前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、助成対象者としない。

（１）自己又は自己の役員等が、次のいずれかに該当する場合

ア　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ　暴力団員（暴力団対策法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ　暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者

エ　自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用していると認められる関係を有する者

オ　暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ　暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

ク　暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等

ケ　その他上記アからクに準ずる者

（２）貸切列車の利用目的が公序良俗に反する場合

（３）貸切列車の申込をキャンセルした場合

（４）その他会長が適当でないと判断した場合

（助成対象経費）
第５条　助成金の交付の対象となる経費は、貸切列車の運賃のみ（以下「助成対象経費」という。）とする。

（助成金の額）
第６条　助成金の額は、助成対象経費に２分の１を乗じて得た額（その額に 1,000 円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とし、60,000 円を上限とする。また、助成金の交付は、助成対象者１人につき原則として令和８年 11 月 11 日から令和９年３月 31 日の期間において１回限りとする。

（助成金の交付申請）
第７条　助成金の交付を受けようとする者は、貸切列車申込前に、令和８年度大洗鹿島線貸切列車助成金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、会長に提出しなければならない。
（１）貸切列車の利用目的がわかる書類
（２）その他会長が必要と認める書類

（助成金の交付決定及び通知）
第８条　会長は、前条に規定する申請があった場合は、当該申請に係る書類の審査を行い、助成金の交付の可否を決定し、令和８年度大洗鹿島線貸切列車助成金交付決定・却下通知書（様式第２号）により、申請者へ通知するものとする。

（権利譲渡の禁止）
第９条　前条の規定により交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、助成金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保にしてはならない。

（変更又は中止の届出）
第 10 条　交付決定者は、第７条に規定する申請内容を変更し、又は中止しようとするときは、令和８年度大洗鹿島線貸切列車助成金内容変更・中止届出書（様式第３号）を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

（変更又は中止の承認）
第 11 条　会長は、前条の規定による届出があったときは、当該変更等を承認するか否かを決定し、令和８年度大洗鹿島線貸切列車助成金変更等承認通知書（様式第４号）により、申請者に通知するものとする。

（完了報告）
第 12 条　交付決定者は、貸切列車を利用した日から 30 日以内又は交付決定の日の属する年度の３月 31 日のいずれか早い日までに、令和８年度大洗鹿島線貸切列車助成金実績報告書（様式第５号）に次に掲げる書類を添えて、会長に報告しなければならない。

（１）貸切列車申込書等の写し
（２）貸切列車運賃に関する領収証の写し
（３）写真など当日の貸切列車内の様子がわかる書類
（４）貸切列車参加者募集案内等へ令和８年度大洗鹿島線貸切列車助成金を活用していること及び助成金額が明記されていることがわかる書類
（５）その他会長が必要と認める書類

（助成金額の確定）
第 13 条　会長は前条の規定による報告があったときは、速やかに報告書の審査等を行い、適当と認めたときは、助成金の額を確定するものとする。
２　会長は、前項の規定により助成金の額を確定したときは、令和８年度大洗鹿島線貸切列車助成金交付確定通知書（様式第６号）により、交付決定者にその旨を通知するものとする。

（助成金の請求）
第 14 条　交付決定者は、前条第２項に規程する通知書を受け取ったときは、助成金額の確定日から 30 日以内又は交付決定の日の属する年度の３月 31 日のいずれか早い日までに、令和８年度大洗鹿島線貸切列車助成金交付請求書（様式第７号）に次に掲げる書類を添えて、会長に提出しなければならない。
（１）振込先口座の通帳の写し等

（助成金の交付）
第 15 条　会長は、前条の請求を適当と認めるときは、交付決定者に対し、助成金の交付を行うものとする。

（助成金交付決定の取消し）
第 16 条　会長は、助成金の交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
（１）虚偽その他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
（２）この要綱の規定に違反したとき。
（３）その他会長が不適当と認めたとき。
２　会長は、前項の規定により助成金の交付の決定を取り消したときは、令和８年度大洗鹿島線貸切列車助成金交付決定取消通知書（様式第８号）により、助成対象者に通知するものとする。

（助成金の返還）
第 17 条　会長は、前条の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、交付決定者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（補足）
第 18 条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、令和８年 11 月 11 日から施行する。